

## 議案第2号

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における押印原則の見直しに伴い、関係条例の整備をする必要があるからである。

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する  
条例

(愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「その登録された印鑑を押した」を削る。

附則第3条第5項中「その登録された印鑑を押した」を削り、同項ただし書を削る。

(愛西市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成17年愛西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(愛西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 愛西市固定資産評価審査委員会条例（平成17年愛西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

(愛西市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 愛西市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年愛西市条例第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。